

第4 補装具・日常生活用具の給付、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用助成について

1 補装具の交付・修理

窓口 市町村障害福祉担当課

身体障害者手帳所持者及び難病患者等に対し、身体の失われた部位や障害のある部位を補って、日常生活を容易にするため、補装具の交付と修理と借受けに係る補装具費の支給を行います。

原則としてかかった費用の1割負担となりますが、世帯の収入により月額負担上限額が設定されます。（借受け対象は下線の種目のみとなります。）

対 象 障 害 者	補 装 具 の 種 類
視 覚 障 害 者	視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼
聴 覚 障 害 者	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
肢 体 不 自 由 者	義肢、装具、車椅子、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）、歩行器、電動車椅子、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置（以下児童のみ）排便補助具、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具

2 日常生活用具の給付・貸与

窓口 市町村障害福祉担当課

（1）身体障害者、知的障害者及び難病患者等の方について（日常生活用具）

身体障害者手帳及び療育手帳所持者のうち、重度障害（児）者、または難病患者等に対し日常生活用具が給付又は貸与されます。利用者負担は、市町村が決定します。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ用装具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
※難病患者等・・・障害者総合支援法の対象疾病が対象。（詳細 P5～P8）

（２）小児慢性特定疾病児童の方について

（小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業）

小児慢性特定疾病医療支援事業の認定者を対象とする、日常生活の便宜を図ることを目的に実施される市町村の事業です。

- ・用具の種目：便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具（手すり、スロープ、歩行器等）、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯
- ・自己負担額：利用者世帯の所得により負担額が異なります。
- ・市町村により実施内容等が異なるため、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

３ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用助成

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

平成 25 年 4 月から、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費の助成を行います。

〈助成対象者〉

- ・奈良県内に住所を有する 18 歳未満の方
- ・両耳の聴力が、原則 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方

※一側性難聴や聴力レベルが 30 デシベル未満等の場合であっても、障害者の日常生活を総合的に支援する法律第 59 条第 1 項に定める指定自立支援医療機関（耳鼻咽喉科に関する医療）又は知事が別に定める医療機関の医師（身体障害者福祉法 15 条指定医師も含む）が装用の必要を認めた場合は、この限りではない。

〈申請窓口〉

各市町村の障害福祉担当課

〈助成対象経費〉

補聴器（本体及び付属品）の購入費用

※新規購入及び耐用年数（5 年）経過後の更新のための購入に要する費用が対象です。（成長に伴うイヤーマールド交換を含め、修理に対する助成はありません。）

〈補助率〉

補助基準額の 2 / 3（1000 円未満切り捨て）

〈問い合わせ先〉

各市町村の障害福祉担当課

奈良県福祉保険部障害福祉課